

「情報・コミュニケーション法（仮称）」早期制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	川 畑 正 美
	同	松 田 優 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 茂

現在の日本社会で情報にアクセスし、コミュニケーションが自由に取れることは社会生活に欠かせません。しかし、障害者、難病の方、高齢者、IT機器が使えない、持てない方、こうした方々に情報を伝え、コミュニケーションを取ろうとする人たちの側にも、適切な福祉施策、人的支援がなければ情報伝達やコミュニケーションは困難となり、情報のアクセス格差、コミュニケーション格差が生じてしまいます。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも、必要な配慮や手段を義務化し、実行することが必要です。

障害者の場合「障害者権利条約」で、障害者自ら選択し、自ら決定することが基本理念としてうたわれていますが、情報へのアクセスやコミュニケーションに困難を持つ、困難を感じる方々にも、アクセスとコミュニケーションが保障される環境整備が望まれています。

また、障害者基本法が改正された際、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定され、衆参両議院において、「国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。」等の附帯決議もされています。

よって、国においては、情報へのアクセスやコミュニケーションに困難を持つ方々が等しく社会参加できるよう、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 障害者基本法に手話が「言語」として定義されていることを踏まえ、障害者差別解消法や障害者に関する法律において、「言語」、「コミュニケーション」、「情報」の定義、権利規定を明記し、あらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
- 2 法整備に当たって、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日  
小樽市議会